



関西国際空港株式会社の2011年度事業計画の認可

当社の2011年度事業計画について、別添のとおり本日付けで認可されましたので、お知らせします。

当社の事業計画は、当該年度に実施する事業内容及び所要資金の額を明示したものであり、関西国際空港株式会社法の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受ける必要があります。

事業計画の概要は次のとおりです。

2011年度においては、関西国際空港の事業価値の向上に向け、拠点LCC事業の着実な実施に向け、2期空港島においてLCC関連施設の整備を実施する。

また、用地造成事業に係る資金を関西国際空港用地造成株式会社に前渡しするとともに、適切な空港の運営・管理を行う。

(1) 空港の建設事業

所要資金 6,574 百万円を計上し、空港の建設事業等を行う。

(2) 空港の管理事業

所要資金 48,941 百万円を計上し、空港諸施設の維持、保全及び運用ならびに直営事業を行う。

2011年度 事業計画

2期空港島のエプロン等の施設整備を実施するとともに、用地造成事業に係る資金を関西国際空港用地造成株式会社に前渡しする。
また、空港の運営のための管理を行う。

(単位：百万円)

事業区分	事業の概要	所要資金の額
空港の建設事業	空港の建設事業 エプロン等の工事を行う。 また、用地造成に係る資金を前渡しする。	4,600
	航空保安施設の建設事業 エプロンに係る航空灯火の工事を行う。	614
	機能施設及び 利便施設の建設工事 エプロンに係る給油施設等の工事を行う。	625
	受託事業 用地造成会社からの委託に基づき、施工管理等を行う。	735
空港の管理事業	空港諸施設の維持、保全及び運用並びに直営事業を行う。	48,941
合計		55,515

営業収入の金額が予算に比して増加するときは、国土交通大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、当該収入に対応する事業に直接必要な所要資金の額を増加することができる。